

沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業 Q&A

※事業全般及び電子申請手続きに関するQ & Aとなっております。具体的な対象事業等については事例集をご参照下さい。

【事業全般について】

Q1.観光事業者事業継続・経営改善サポート事業とはどのような事業ですか？

A1.新型コロナウイルス感染症流行に伴う行動制限や原油・物価の高騰の影響を受けて赤字の状態となっている県内の観光事業者に対し、事業継続・経営改善に向けた経営改善計画の厳正な審査を行った上で、従業員規模に応じ最大 600 万円の補助金を交付することにより、本県観光産業の再生、改善を図ることを目的とする事業です。

Q2.サポート対象者の条件、補助金給付要件を教えてください。

A2.コロナ禍前より沖縄県内における観光の事業を行っている観光関連事業者が対象となります。詳細な要件等は公募要領をご参照ください。

Q3.対象とならない事業者、経費等の条件はありますか？またその理由も教えてください。

A3.本事業は、県内観光事業者の事業継続、経営改善のサポートを目的としており、観光業以外を行う事業者や、事業者の消耗品、備品の購入等は対象となりません。詳細は公募要領をご参照ください。

Q4.申請方法や申請から補助金支払までの流れを教えてください。

A4.電子申請による応募後、採択審査を経て、県への補助金交付申請、補助金交付決定、事業実施、中間検査（必要に応じ実施）、完了検査、請求書提出、支払という流れとなります。詳細は公募要領をご参照ください。

Q5.申請にはどのような書類が必要になりますか？

A5.公募要領をご参照ください。

Q6.補助金の対象経費を教えてください。

A6.人件費及び事業費（謝金、講師等旅費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、委託料）が対象経費となります。その他詳細は公募要領をご覧ください。

※対象経費として認められるか不明の場合は、サポートセンター（050-3154-0986）にお問い合わせ下さい。

Q7. コロナの影響で売上が減少し経営が苦しいが赤字ではない状況です。事業対象になりますか？

A7. 本事業はコロナ禍以後に赤字の状態にある観光事業者を対象としています。コロナ禍以後の事業年度において、1期でも赤字があればサポート対象要件に該当するものとします。
ただし、施設情報のオープンデータ化のみ実施の場合は、黒字企業も事業対象となります。

Q8. 法人、個人の基準を教えてください。(例：2022年7月までは個人事業主だったが、8月から法人になった)

A8. 法人、個人の別については申請時点の経営形態を申請時に申告します。法人・個人の別により補助対象としての優先度に影響することはありません。

Q9. 2022年7月までは沖縄に事業所があり、8月で事業所を閉じたが対象か？

A9. 本事業は今後の事業継続・経営改善を目指すものですので、既に事務所を閉じている場合は補助対象となりません。

Q10. 補助金支給対象か否かについてはどの様に連絡がきますか？

A10. 電子申請をされた方⇒事務局サイトのマイページでご確認いただけます。
紙申請をされた方⇒県から郵送にて通知致します。

Q11. 事業完了、実績報告時の実支出額が、当初の交付決定額を下回った場合、補助金額はいくらになりますか？

A11. 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して、いずれか少ない方の額となります。
(例：社員2名新規採用、研修実施予定で計210万円の経営改善計画を策定し、補助金申請。定額補助のため200万円の補助金交付決定を受けたが、1名しか採用できず最終的な実支出額は140万円であった。この場合、補助金の交付額は補助基準額(200万円)と実支出額(140万円)の比較により、140万円となる。)

【参考】沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金交付要綱
(補助金の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と同表に定める基準額を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

Q12. 国・県・市町村の他の補助金等を受給していますが対象となりますか？

A12. 同一目的の同一事業に対する補助でなければ対象となります。(同一の取組内容に対する二重の受給は認められません) ただし、受給の重複がないことについて、追加書類提出や実施検査にて確認することがあります。

Q13.県内で広く事業展開しているが、申請は事業所単位ですか？法人単位ですか？

A13.申請は法人単位となります。

Q14.補助金交付決定または申請の以前から実施されていた事業は補助対象となりますか？

A14.交付決定の日付以降に実施された事業が補助対象となります。

【電子申請手続きについて】

Q15.電子申請時に登録するメールアドレスは、携帯メールでも大丈夫ですか？

A15.携帯メール(キャリアメール)も登録可能です。迷惑メール対策でメール送信元を制限している場合は、「okinawa-kanko-keiei-support.jp」からのメールを受信できるように制限解除してください。

Q16.電子申請はスマートフォンなどのモバイル端末でも利用できますか？

A16.ご利用は可能ですが、事業計画などの入力内容が多いためパソコンでのご利用をお勧めします。

Q17.電子申請を始めるにはどうしたらよいですか？

A17.まずは申請用サイトのトップページ下部に掲載されている「新規アカウントを作成する」よりアカウントを作成してください。その後「申請する」より申請画面をご利用できます。

Q18.新規アカウント作成時の認証メールが届きません。

A18.お使いのメールソフトの迷惑メールボックスに、認証メールが振り分けられていないかご確認ください。または、迷惑メール対策で受信制限されている場合は、「okinawa-kanko-keiei-support.jp」からのメールを受信できるように制限解除してください。

Q19.電子申請時に登録したアカウント/パスワードを忘れたので教えてください。

A19.電子申請に必要なアカウントは、ご登録のメールアドレスとなります。パスワードは事務局側でも把握できないためお教えすることはできません。ログイン画面下部の「パスワードをリセット」より、パスワードを再設定してください。

Q20.電子申請ではなく、紙で申請したい場合どこから様式をダウンロードできますか？

A20.沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunkasports/kankoseisaku/toukei/20230508.html>

※なお、様式等の郵送はしておりませんので、ご注意ください。